

健康マネジメント協会 会員 各位

このメールでは、国土交通省の貸切バスに関する情報を会員の皆様に配信しています。交通事故防止の取り組みにご活用ください。

★国交省情報（H29.4.21 第398号の要約）

●軽井沢スキーバス事故を受けた対策の進捗

昨年1月に発生した軽井沢スキーバス事故の後、国土交通省では様々な対策を進めてきました。

今年の3月末時点での進捗が公表されています。

前回12月20日発表からの主な進捗は以下になります。

1. 予防整備

- ・予防整備のガイドラインと整備実施記録簿の様式を作成
過去の発表

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000155.html

2. 安全投資計画・収支見積書

- ・事業参入・許可更新時に、「安全投資計画」と「収支見積書」の作成を義務付け

過去の発表

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000263.html

3. バス協会

- ・日本バス協会に中小会員の意見を集約する組織を設置（3月設置済）
- ・セーフティバス認定の審査費用について協会会員のメリットを拡大（4月実施予定）
- ・ICTシステム（運行指示書作成などの運行管理業務を自動化するシステム）を構築し、会員が廉価で使用できる仕組みを作る（4月システム運用開始予定）
- ・地方バス協会では運転者が健康診断を集団で受診する機会を設ける（5月以降実施予定）

4. デジタル式運行記録計

- ・ デジタコの導入ガイド作成、普及セミナーの開催
導入ガイド <http://www.mlit.go.jp/common/001179418.pdf>

5. 規制

- ・ 旅行者に対する行政処分の基準を見直し
- ・ ランドオペレーターの規制に関する法案を今国会で提出中

詳細は下記をご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000299.html